

## 地方行財政検討会議・第二分科会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年4月21日（水）15時00分～17時00分
- 2 場 所 総務省省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 逢坂内閣総理大臣補佐官、石原俊彦 関西学院大学教授、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、木村毅 大阪市総務局IT改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部副参事、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

### 4 概 要

- 冒頭、逢坂内閣総理大臣補佐官より挨拶があった。
- 第1回会合における主な議論等について、資料1「第1回会合における主な議論について」及び資料2「地方公共団体の監査機能等のあり方」に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

- 指摘型ではなく保証型で監査意見を公表するというようなイメージで今後の地方自治体監査制度改革の方向性を見出すことができないか。
- 公認会計士だけに特化しない一般の行政職員にも広く普及するような、例えば技能資格として一般的に地方公共団体の監査の専門的能力があるというようなことを認定するものも、監査人の一般的要件である専門的能力を向上するという観点では必要ではないか。
- 監査委員の直接公選制度も一つの選択肢ではないか。やってみたいという自治体があれば選択肢の一つと考えて制度設計をしてもよいのではないか。
- 国からも地方自治体からも独立した機関をつくって、行政の監査に特化し、専門能力を蓄積した機関が各自治体の監査に入るほうがよいのではないか。
- ローカル・オーディット・コミッションを、国の特殊法人というものではなく、地方自治体が集まってつくれる組織とすれば、現行の監査制度にかかっている費用より下回るのではないか。
- 分権改革の歴史を経てきた現在でいえば、もし今つくるとすれば国の特殊法人であるべきではないと思う。地方自治体が共同設置する共同法人だということで作るのが今の時点ならば一番正しい考え方ではないか。

- 特殊な部門の職員を育てようと思うと、その自治体の中で異動するのではなくて、自治体間を異動するような人材養成ルートというものができなければ育たないのではないか。そういう専門、特化した職員を育てようと思ったら、新しい仕組みということを考えるということが非常に重要なのではないか。
- 監査の本質というのは組織的監査である。個人でできる監査というのは現状では想定し得ないのではないか。また、監査の本質は保証型であることに留意すべきではないか。
- 首長のマネジメントシステムの中で一定の信頼性を持った、つまり、リスクが軽減された内部統制が構築されることとなれば、それを前提に公認会計士等々、あるいは行政OBでもいいと思うが、外部の方が屋上屋にならないように改めてちょっと違う視点から見る、そういう論理構築になるのではないか。
- 監査委員が今の体制のまま地方自治体のすべての事務をチェックするというのは、いわゆる摘発型で押しなべてやるというのは事実上全く不可能ではないか。
- 民間企業は、融資している債権者あるいは株式を購入している株主がおかしいと思うような金額以上の不適正経理はないということを保証するための監査をしている。
- 新しい内部監査人の制度などを必置としないで、多くの中を選択し得るものを地方自治法の中に置くという発想というのはあり得るのではないか。
- 法律なりが選択肢を提示して、住民投票により選択するとか、そういう方法もあるのではないか。監査制度を考える場合にでもそういう議論というのは一つ参考になるのではないか。
- 日本の地方自治体の監査制度が企図しているような大きな成果が出ていない一つの根本的な原因は、監査委員に実質的ないわゆる責任規定がないからではないか。
- 監査委員の責任というのは、これをきちんと議論し、明確に定めるべきではないか。
- 地方自治体が集まって主体的にそういう中で人材バンク的な形をつくってやっていくというような話があったが、当然、小規模な市町村については、職員のほとんどが兼務というような状況が多いのではないか。そういう中で、人材の確保、また、財政的な負担というようなものが問題となるのではないか。
- 地方自治体の規模に応じた監査のあり方というのは、やはり、一つの視点としては考えなければいけないのではないか。
- 内部統制の重要性を踏まえれば、そちらにかなりの業務量も含めてシフトをすべきなのではないか。
- ローカル・オーディット・コミッションを検討し、公認会計士、弁護士といった職業的専門家は、なにがしかのスタッフとして、自分の専門的能力をローカル・オーディット・コミッションを通して社会に果たしていくというイメージで公認会計士等のあり方を再検討すべきではないか。

- 全国の自治体を見ていて、監査が十分に機能していないのは事実である。それから、人材については、早急に考えなければいけない。監査の部分について、確かに選択肢があり自由度があるのも大事であるが、一方で、自治体の側から何か統一的なものができるとういのではないか。
- 民間的な手法を入れるとあたかもたちどころに全部よくなって、よいみたいに思っているが、実際違うのではないかと疑問に思っている人が相当多いのではないか。自治体に発生主義を入れることは、よく議論する必要があるのではないか。
- 住民、議会の議員が注目しているのは、その町の財政運営が、これから未来がどうなっていくのかということであり、複式簿記で、発生主義ですべて数字を表わせばいいということではなく、もっとかみ砕いた、将来負担というものを凝縮した形で市民に分かりやすく示せばそれでよいのではないか。
- 貸借対照表をつくらなければ、例えば受益と負担の関係の説明ができないのではないか。しかし、どうして貸借対照表だけ時価評価し出すのか。これは取得原価評価に戻すべきである。
- 現行の制度、特に監査委員制度もそうであるが、廃止を含めて大胆にゼロベースで見直すということから出発せざるを得ないのではないか。

※注 以後、修正の可能性はある。

(文責：総務省自治行政局行政課)